

重要事項説明書

2026年度 すまいる保育園



株式会社スマイルクルー

目次

1. 事業者の運営主体
2. 事業の概要
3. 施設・設備の概要
4. 事業の目的・運営方針
5. 職員体制
6. 保育・教育を提供する日
7. 保育・教育を提供する時間
8. 土曜共同保育について
9. 利用料金・実費徴収について
10. 支払い方法
11. 提供する保育・教育の内容
12. 連携施設
13. 給食等について
14. 登園・降園について
15. 保育園と保護者の連携について
16. 業務の質の評価について
17. 苦情相談窓口
18. 加入している保険について
19. 健康診断・歯科検診・健康管理について
20. 感染症対策について
21. 医療的ケアが必要な児童の保育について
22. 地域の育児支援について
23. 産休明け保育事業について(産休明け保育指定園)
24. 嘱託医/嘱託歯科医
25. 緊急時における対応
26. 非常災害時における対応について
27. 地域防災拠点・広域避難場所
28. 災害発生時の対応について【地震】
29. 災害発生時の対応について【風水害】
30. 災害対策としての園の取り組みと日頃のお願い
災害伝言ダイヤル(171)の基本的な使い方について

巻末：医師の意見書・登園届

(提出用紙 コピーしてお使いください。コドモン「資料室」からもダウンロードできます。)

すまいる保育園 重要事項説明書

保育・教育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです

1 事業者の運営主体

事業者の名称	株式会社スマイルクルー
事業者の所在地	神奈川県横浜市西区平沼一丁目 13 番 14 号
事業者の電話番号・FAX	TEL:045-316-4355 FAX:045-316-4356
代表者氏名	岡田 純一
定款の目的に定めた事業	・保育園、幼稚園及びこども園の経営 ・学童保育に関する事業 ・保育士育成のための研修及び養成に関する事業

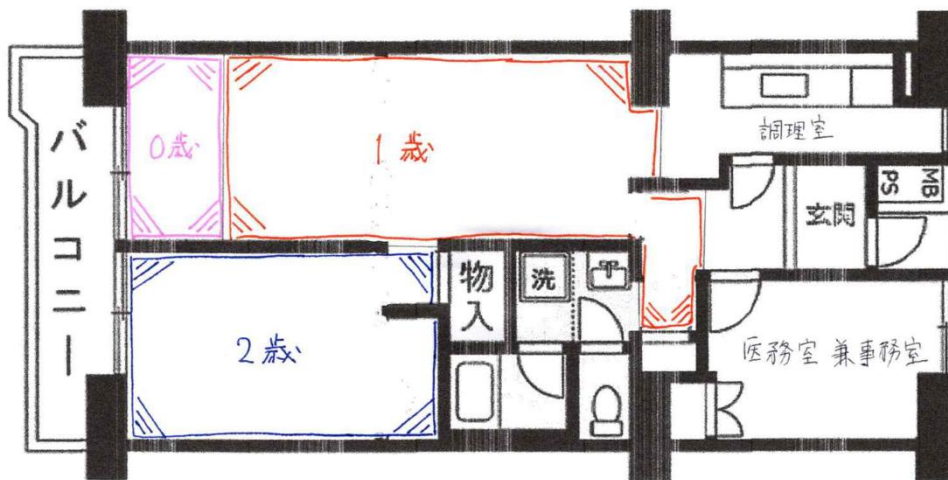
2 事業の概要

種別	小規模保育事業 A 型		
名称	すまいる保育園		
所在地	横浜市緑区中山一丁目 29 番 6-109 号		
電話番号・FAX	TEL 045-511-7262 FAX 045-511-7279		
責任者氏名	永嶋 久美		
開設年月日	平成 24 年 4 月 1 日 横浜市家庭的事業として開設 平成 27 年 4 月 1 日 小規模保育認可		
利用定員（年齢別）	0歳児	1歳児	2歳児
	1人	5人	6人
取扱う保育事業	延長保育、土曜日共同保育(利用人数による)		
事業所番号	1410052002748		

3 施設・設備の概要

敷地面積		15,175 m ²	
園舎	構造	鉄筋コンクリート造 11階建て	
	延床面積	62.0 m ²	
施設設備の数と面積	保育室(0歳)	1室	3.3 m ²
	保育室(1歳)	1室	16.758 m ²
	保育室(2歳)	1室	11.88 m ²
	調理室	1室	5.8 m ²
	医務室	1室	6.62 m ²
	幼児用トイレ	1個	m ²
設備の種類		冷暖房等、浴室	
屋外遊戯場(園庭)		屋外遊戯場 なし (代替場所 中山駅北第三公園)	

事業実施場所 平面図



4 事業の目的、運営方針

<p>目 的</p>	<p>子ども達が安心して過ごせる居場所をつくり、社会に貢献できるような保育所運営をしていきます。</p> <p>子ども達はもちろん、保護者、保育スタッフ、その他関わる全ての方々の「笑顔」の為に、もうひとつの《おうち》を提供致します。</p>
<p>運 営 方 針</p>	<p>【保育理念】</p> <p><u>「enjoy!子育て」</u> …子育ては、みんなでやればもっともっと楽しくなります。ともに分かち合うことで、こどもの可能性がぐんと広がります。</p> <p><u>「think!生きる力」</u> …子どもが発する「なぜ?」「どうして?」を大切にし、失敗を恐れずに行動する気持ちを育てます。子どものありのままを受け止め、見守ることで、自ら考え生み出していく力を培います。</p> <p><u>「natural!健康な身体」</u> …自分が自分らしくいられるように、【みる・きく・ふれる・あじわう・かんじる】五感、直感、感性を大切にします。</p> <p>【保育方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> * 働く保護者の視点に立ち、子育てを共に考えます。 * 子どもが自主的に考え、行動できる姿を目指します。 * 心身ともに健康で、自然体でいられる環境を整えます。 <p>【保育目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆健康で明るい子ども ☆友達と仲良く遊べる子ども ☆心豊かな子ども ☆意欲と思いやりのある子ども ☆強く生き抜く事ができる子ども

5 職員体制

施設長（責任者）	1人(資格:保育士資格・幼稚園教諭2種免許)
保育士	10人(常勤:1人 非常勤:6人)
栄養士	1人(常勤:0人 非常勤:1人)
その他職員	調理員(非常勤1名)

6 保育・教育を提供する日

開所日	月曜日～土曜日
休所日	日曜日・国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日年末年始(12月29日～翌年1月3日)

7 保育・教育を提供する時間

(1)開所時間

月曜日から金曜日	午前7時30分から午後7時00分まで
土曜日	午前7時30分から午後6時30分まで

(2)保育標準時間認定に関する保育時間(11時間)

月曜日から金曜日の保育時間(11時間)	午前7時30分から午後6時30分まで
土曜日の保育時間(11時間)	午前7時30分から午後6時30分まで
延長保育時間	夕:午後6時30分から午後7時00分まで(平日)

(3)保育短時間認定に関する保育時間(8時間)

月曜日から金曜日の保育時間(8時間)	午前8時30分から午後4時30分まで
土曜日の保育時間(8時間)	午前8時30分から午後4時30分まで
延長保育時間	朝:午前7時30分から午前8時30分まで 夕:午後4時30分から午後7時00分まで(土曜は午後6時30分まで)

延長保育の考え方

- ・開所時間以外の時間の延長保育はありません。
- ・30分単位での算定です。
- ・設定した保育時間(8時間・11時間)を超えて、前後の時間帯を利用する場合に「延長保育」となり、延長保育料の徴収対象となります。
- ・延長保育を利用する場合は、契約が必要ですのでお申し出ください。
- ・申し出がなく、契約外で延長が発生した場合は、30分ごとに850円を申し受けます。

標準時間保育(7:30~18:30)

18:30~19:00までに延長保育を利用された場合は、延長保育利用料がかかります。
※電車等の遅延等、突発的な理由で迎えが遅れた場合は、別途料金がかかります。
(30分ごとに850円)

	7:30		18:30		19:00
延長保育はありません		標準保育時間		延長保育	延長保育はありません

短時間保育(8:30~16:30)

7:30~8:30または16:30~19:00に延長保育を利用された場合は、延長保育利用料がかかります。
※短時間保育利用の方は、延長保育はありませんが、仕事の都合で遅くなる可能性がある場合は、延長保育の適用となり、契約が必要ですのでお申し出ください。
※電車等の遅延等、突発的な理由で迎えが遅れた場合は、別途料金がかかります。
(30分ごとに850円)

	7:30	8:30		16:30		18:30
延長保育はありません		延長保育	短時間保育		延長保育	延長保育はありません

※やむを得ず、開所時間を過ぎて迎えに来た場合、時間外特別延長保育利用料として、15分ごとに1100円申し受けます。

8 土曜日共同保育について

乳幼児の利用が少ない土曜日にも、集団保育の機会を確保できるよう、すまいる十日市場保育園、にこにこすまいる園との共同保育の実施を予定しています。

(1)開始時期

2025年4月1日

(2)開所時間

午前7時30分から午後6時30分まで

(3)利用定員

すまいる十日市場保育園、すまいる保育園、にこにこすまいる園の利用園児を合わせて12名、または19名。

(4)実施場所

すまいる十日市場保育園・にこにこすまいる園・すまいる保育園のうちいずれか。

(5)職員体制

実施場所の保育園(以下実施園)職員と、利用子どもの在籍する保育園(以下依頼園)職員で構成。

(6)費用について

実施園在籍の子ども:費用負担なし

依頼園在籍の子ども:実施園に移動する際にかかる往復交通費(公共交通機関利用分)を後日在籍の保育園にて清算。

9 利用料金

利用料(利用者負担)	保護者が居住する市町村が定める利用料
延長保育料	基本単価 : 30分あたり 1,700円(月額) 10日以内利用: 30分あたり 850円(月額) 第2子: 50%減免 第3子: 100%減免 A・B階層: 50%減免
延長保育間食代	A・B階層: 1月(11日以上)利用 1,320円, 10日以内 650円 上記以外: 1月(11日以上)利用 2,630円, 10日以内 1,310円
その他	お昼寝マットレンタル代 385円/月 シーツ代 2,090円/枚 保育料等口座振替手数料 96円/月 日本スポーツ振興センター災害共済一部負担金 300円/年(要保護 30円/年) 安全カラー帽子まもるくん 1,699円 オムツサブスク(任意)2,280円/月(市補助 998円 適用後の金額)

※お昼寝マットはレンタルです。ご家庭で破損した場合は、弁償して頂きます。

※食事用のエプロンは、園で用意します。

10 支払方法

保育料等は口座引き落としとなります。

※月末に締めました保育料、延長保育料、その他雑費等を、翌月初めにコドモンより請求のお知らせをいたします。

保育料等は毎月20日が口座引き落とし日です。土・日・祝日と重なった場合は翌日となります。

11 提供する保育・教育の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育針・教育及び保育の内容に関する全体的な計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

- ・働く保護者の視点に立ち、子育てを共に考えます。
- ・子どもが自主的に考え、行動できる姿を目指します。
- ・心身ともに健康で、自然体でいられる環境を整えます。

<保育計画(年間)>

ク ラ ス	保 育 計 画
0 歳 児	<ul style="list-style-type: none"> ・安全で清潔な環境の中で、生理的欲求を満たし、心地よく過ごせるようにする。 ・一人一人の発達に応じた援助のもと、離乳の完了や歩行の完成をし、身の回りのものへの興味・関心を広げる ・特定の保育者との愛着関係を深め、心地よい気持ちのやりとりを重ねながら、豊かな感性や言葉の芽生えを育む。 ・安全で活動しやすい環境を構成し、保育者に見守られながら、運動遊びを十分に楽しむ。
1 歳 児	<ul style="list-style-type: none"> ・安定した生活リズムで過ごし、身の回りのこと等に興味をもち、自分でやってみようとする。 ・安心できる環境の中で好きな遊びを十分に楽しみ、好奇心を満たす。 ・保育者との信頼関係のもと、安心して自分の意思や欲求を表す。 ・遊びの中で、自分の思いを簡単な言葉を使って表現し、身近な大人や友達との関わりを喜ぶ。
2 歳 児	<ul style="list-style-type: none"> ・安心できる保育者との関わりの中で、簡単な身の回りの事を自分でしようとする。 ・興味のある事や経験した事を、自分なりに言葉で伝えたり表現したりする事を楽しむ。 ・友達に関心をもち、同じ場で遊んだり、やり取りをしたりする楽しさを。. ・保育者と一緒に、全身や手指を使った遊びを楽しむ。
そ の 他 年 間 行 事	<p>入園式・健康診断・歯科検診・内科健診・お誕生日会・親子レクリエーション・卒園進級を祝う会 水遊び・クリスマス会・豆まき・ひな祭りなどの行事や、食育としての行事食を年齢や発達に合わせて楽しむ。</p>

12 連携施設

連携施設の種類	認可保育園
名称	小学館アカデミーなかやま保育園
所在地	神奈川県横浜市緑区台村町 399 番地
連携協力の概要	保育内容の支援、卒園後の受け入れ(にこにこすまいる園と合わせて2名)

連携施設の種類	認可保育園
名称	おひさますまいる保育園
所在地	神奈川県横浜市緑区中山三丁目 4 番 1 号
連携協力の概要	保育内容の支援、卒園後の受け入れ(にこにこすまいる園と合わせて 4 名)

連携施設の種類	幼稚園(延長保育あり:横浜型預かり保育室通常型)
名称	学校法人 岩澤学園 みほ幼稚園
所在地	神奈川県横浜市緑区三保町 2384 番地
連携協力の概要	卒園後の受け入れ(1名以上)

連携施設の種類・名称	認定こども園)学校法人湘南やまゆり学園 横浜あすか幼稚園
所在地	神奈川県横浜市緑区霧が丘3-18-1
連携協力の概要	保育内容の支援、卒園後の受け入れの支援 (2号認定1名以上)

連携施設の種類・名称	認定こども園)学校法人湘南やまゆり学園 横浜マドカ幼稚園
所在地	神奈川県横浜市緑区緑区霧が丘6-14
連携協力の概要	保育内容の支援、卒園後の受け入れの支援 (2号認定1名以上)

13 給食等について

食えることや食育を通して様々な体験を重ね、「食を営む力」の基礎を培っていきます。

子どもたちが毎日安心して食べられる給食を守るため、食材業者の見直しを毎年行っています。また、毎年指導監査にて推奨される基準や記録の方法を見直し、より確実に安全性を確認できる体制に整えるようにしています。信頼できる業者と協力しながら、より良い給食作りに努めています。

【献立】

アレルギーフリー(卵・乳・小麦不使用)の手作り給食です。

※主食・副食・おやつを提供する完全給食

2週間のサイクルメニューです。月に2回、同じメニューの提供をします。

【進め方・提供内容など】

0歳児:初めての離乳食は「ご家庭の味で」が大事です。初期1回食まではご家庭で進めて頂き、2回食から保育園での離乳食を開始いたします。

調理形態や使用食材は、ご家庭との連絡を密にし、お子さまの負担にならないよう配慮していきます。

※フォローアップミルクは、離乳食が主食ばかりに偏って副食を食べない場合に栄養を補完するものです。離乳食をよく食べる場合は不要ですので、1歳を過ぎましたら粉ミルクから牛乳に移行していきます。

【アレルギー対応】

※根拠となるマニュアル

- ① 保育所におけるアレルギー対応ガイドライン(2019年改訂版:厚労省)
- ② 保育所における食物アレルギー対応マニュアル(2014年発行:横浜市こども青少年局)
- ③ 食物アレルギー対応マニュアル(すまいる保育園)

食物アレルギー対応の観点から、初めての食品については、すべてのお子さまにおいて、ご家庭で2回以上食べていただいてから保育園で提供します。
アレルギーの適切な管理には医師による判断が基準となります。アレルギー疾患により保育園での配慮が必要な場合は「生活管理指導票」を提出して頂きます。

※対応の詳細は個別に相談させていただきます。

アレルギー講習や研修に職員が積極的に参加して対応の向上に努めます。

【食育活動】

身近な食材に触れたり、簡単な調理活動を取り入れたりしています。

14 登園・降園について

(1) 登園にあたっては、次の点に留意してください。

- ① 朝は9時半までに登園し、玄関に入った時点で打刻して下さい。
朝、体調不良などで欠席する場合には、7:30~8:30の間に電話連絡をお願い致します。(前日の閉園後の連絡は、施設長の携帯電話に転送しますのでメッセージを残してください)
また、予定登園時刻より15分以上遅くなる場合も電話連絡をお願いします。
- ② アレルギー対応が必要なお子様がいらっしゃる事が予測されます。食べ物を口に入れたまま登園することや、園内に食べ物を持ち込むことはお控えください。(誤食防止のため)
- ③ 朝の受け入れの際、お子さまの健康状態をお知らせ下さい。風邪薬等を服用している場合や気管支拡張テープを貼っている場合は、保育士にその旨をお伝え下さい。家庭での様子や朝の体温などは、9時までにコドモンに入力してください。
- ④ 送迎は玄関対応とし、荷物は保育士がお預かりします。週末にロッカーの中を確認して補充をしてください。
- ⑤ 朝から37.5℃以上の熱がある場合や24時間以内に発熱があった場合は、ご家庭で静養することをおすすめします。解熱剤を服用して熱が下がった場合も同様です。園で37.5℃になった場合は一度連絡をします。

園で、37.8 度以上熱がある場合や、熱がなくても 2 回以上の下痢・嘔吐等、脱水の心配がある場合は、迎えの連絡をします。前日から具合が悪い、当日熱が高めという場合には、仕事の段取りをつけておいて下さい。

- ⑥原則として、私物(おもちゃ・お菓子等)の持ち込みは禁止しています。
慣らし保育中については、お子さまにとって心の拠りどころとなる場合もありますので、その際には保育士までご相談下さい。

(2) 降園にあたっては、次の点に留意してください。

- ①迎えの時間が変更になる場合は、早めに園へ**電話連絡**をお願い致します。基本的には契約時間の迎えをお願い致します。
- ② 近隣住民に迷惑がかからないようご配慮ください。
- ③ 建物の共有部分(廊下や通路等)で大きな声を出したり、おしゃべりをしたりするのは住民の方のご迷惑になります。また、建物内はお子様は走らないよう、手をつないで歩いてください。
- ④ 車で登園して、敷地内や周辺道路に駐車しないでください。
- ⑤ 支度をし、玄関を出るときに打刻をしてください。

15 保育園と保護者との連携について

ご家庭との密接な連絡を保ち、共に、お子さまを健やかに育てていきたいと考えております。保護者の皆さまのご協力をお願い致します。

1. 入園後、慣らし保育(2 週間～1 か月程度)の実施をお願いしております。
2. 保護者の連絡先・電話番号・その他の連絡先を明確にしてください。
また、就労先の決定及び変更・住所・家族構成等、届出内容に変更があった際には、速やかにお知らせ下さい。
3. コドモンや園からのお知らせには必ず目を通し、前日の降園後から翌朝までのご家庭での様子をご記入下さい。
4. 父母のどちらかがお休みの場合は、お子さまの情緒の安定や身体面を考え、園はお休みして一緒に過ごすようにしてください。
5. 集団生活において、友だちとの関わりの中で、成長の過程のひとつとして。噛みつきや引っかきのトラブルが予測されますのでご理解ください。
6. 園内での様子はコドモンにて配信します。また、園日より、コドモン連絡機能・メール、口頭で随時報告させていただきます。

16 業務の質の評価について

小規模保育事業の 自己評価	実施方法：保育士等の自己評価に基づき、全員で話し合い年1回、 自己評価を実施 公表方法：園内掲示またはアプリにて周知
運営委員会	構成役員：運営委員長、副運営委員長、事務局、監査 実施方法：年2回以上開催 公表方法：園内掲示またはアプリにて周知

17 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	氏名 永嶋 久美 電話番号 045-511-7262
相談・苦情解決責任者	氏名 齊藤 真紀(株式会社スマイルクルー) 電話番号 045-316-4355
第三者委員	氏名 戸川 陽子 様(主任児童委員) 電話番号 045-934-3662 氏名 鈴木 健市 (株式会社スマイルクルー監査役) 電話番号 045-901-1756

受付方法：面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。

また、玄関の入り口にご意見箱を設置しています。

18 加入している保険について

保険の種類	損保ジャパン賠償責任保険
保険の内容	園内でお子様が怪我をした場合の賠償責任保険
保険金額	【施設】 身体:1名 5,000万円/1事故 3億円 財物:1事故 300万円 【生産物】 身体:1名 5,000万円/1事故 3億円 財物:1事故 300万円
保険の種類	日本スポーツ振興センター災害共済
保険の内容	園内でのお子様の不慮の災害
保険金額	【負傷・疾病等】 (医療費が5,000円以上のもの) 医療費 ・療養に要する費用の額の4/10 ・高額医療の対象の場合、自己負担額の1/10を加算した額 ・入院時の食事療養費は標準負担額がある場合は、その額を加算した額 【障害】 障害見舞金 4,000万円～88万円 (通園中の災害は半額) 【死亡】 死亡見舞金 3,000万円 (通園中の災害は半額)

19 健康診断、健康管理について

(1)健康診断

横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例(平成26年9月横浜市条例第47号。)に規定する定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて実施しています。

【園児健康診断】 全園児 年2回(春・秋) 【身体計測】 全園児 毎月1回 【歯科健診】 全園児 年2回(春・秋)
--

(2)健康管理、病気のときの対応

園では、朝受け入れ時の健康確認及び体温測定(朝・夕、他必要に応じて)の他に、体に触れて睡眠時のチェックを行い、睡眠時事故防止に努めています。

(0歳児:5分に1回 1～2歳児:10分に1回のチェック)

【発熱時の対応】

37.5 度熱がある場合、一度保護者の方に連絡を入れます。

37.8 度以上熱がある場合や、熱がなくても園で 2 回以上の下痢・嘔吐等、脱水の心配がある場合は、迎えの連絡を入れます。

朝から熱が高めの場合には熱が上がる可能性がありますので、仕事の段取りをつけておいて下さい。熱が高い場合は、園で十分に水分をとり、安静な体勢で迎えを待つよう対応します。

【「意見書」「登園届」について】

感染症に伴う登園の許可については『保育所における感染症対策ガイドライン(厚生労働省)』に準じて、登園停止期間を定めています。お子さまが感染症にかかり登園を再開する際には、「**医師が記入した意見書が必要な感染症**」と、「**医師の診断を受け保護者が記入する登園届が必要な感染症**」をご参考の上、お子さまの感染症名に当てはまる書類(意見書または登園届)にご記入頂き、保育園へ提出して下さい。保育園は集団の場ですので、ご理解とご協力をお願い致します。(コピーするか、コドモンからダウンロードしてお使いください)

【園での与薬について】

原則として、園での与薬は行っておりませんが、慢性疾患に限り与薬を認める場合があります。

<該当する慢性疾患の薬>

- ・抗けいれん剤の一部
- ・心疾患用薬剤の一部など時間投薬の必要な薬剤
- ・熱性けいれんの予防薬

尚、与薬の際は「与薬依頼票」「主治医意見書」「薬剤情報書」が必要となります。

【気管支拡張テープについて】

受診をして気管支拡張テープを処方されて登園する場合、テープに名前を書いて手の届かない場所に貼り、その上から絆創膏を貼ってください。はがれてしまった場合、貼り直しはせずに園で処分します。

20 感染症対策について

感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、厚生労働省の「保育所における感染症対策ガイドライン」及び「横浜市園医の手引き」に則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を適切に実施します。

そのため、嘔吐物や排泄物などで汚れた衣類等は下洗いせず、ビニール袋に入れてお返しします。（本人にはまったく症状がないにも関わらず、血液、唾液、尿等の体液にウイルスや細菌が含まれていることがあるという「標準予防」の観点から）

【感染症対策】

ノロウイルス、インフルエンザなどの流行時に、家で発熱や嘔吐があった場合は必ず受診して検査を受け、陰性であることが確認できてから登園してください。感染症拡大防止のため自己判断はおやめください。

園では以下のような対策をしています

- ・職員、スタッフの毎月1回の検便実施
- ・大人及び子どもの手洗いやうがいの励行、消毒。
- ・園児体温測定（登園時、午睡前後）、室内換気、空調設備での温度調節、排便や排尿介助後の手洗い、消毒。使い捨て手袋の使用等で保育者からの媒介も防ぐようにする。
- ・吐物の処理に関して、子どもの接触がないよう適切に処理をし、処理セットは、常備しておく。
- ・玩具消毒の徹底、食器の消毒。（熱風や煮沸消毒、感染症が流行っている時期はビュラックスも必要に応じて使用する。）

【食中毒予防対策】

調理や配膳方法で、調理場の環境（調理しやすい場であること）、衛生面（食器やテーブルの消毒等）食品の取扱（食品の産地や添加物等）には気を付け調理に携っています。

市や区の衛生管理者とも密に連携をとり、その指示に従い、食中毒を発生させないよう事前に対策をとっていきます。

- ・調理員、保育者全員の毎月1回の検便実施。（調理スタッフは、夏季は月に2回）
- ・食中毒が特に流行る時期は、メニューや食品の取り扱いにも十分配慮する。

感染症や食中毒の発症があった場合は、玄関掲示やお知らせ配信をします。

21 医療的ケアが必要な児童の保育について

お子さまの主治医の診断に従いながら保育をしていきます。

保護者・医師との連携を密にし、お子さまにあった保育ができるように努めます。

22 地域の育児支援について

- ・駅前ハイツ自治会行事への参加、周辺小中学校との交流等、散歩を通して地域住民の方とのコミュニケーションを図ります。
- ・連携園や近隣保育園、消防署等への訪問を定期的に保育計画に取り入れ、地域との交流をはかります。
- ・保育所として、地域の方の子育てに寄り添う行事などを計画します。

23 産休明け保育事業(産休明け保育指定園)について

- ・産休明け保育指定園は生後57日目からのお子さまが入園できる保育園です。
- ・お子さまの健康状態を把握し、必要に応じて医師の助言を仰ぎ保育に活かします。
- ・食事についてはお子さまの発達に合わせ、栄養士と保育士が連携して進めていきます。
- ・入園の前には、保育園にて集団生活を始める旨を、かかりつけ医へご相談下さい。

24 嘱託医 / 嘱託歯科医

以下の医療機関(小児科)と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	みどり小児科医院
医 院 長 名	田邊 尚
所 在 地	神奈川県横浜市緑区中山一丁目5番8号 レオナードビル中山1F
電 話 番 号	045-933-1134

以下の歯科医と嘱託歯科医契約を締結しています。

医療機関の名称	中山駅前歯科
医 院 長 名	北村 秀哉
所 在 地	神奈川県横浜市緑区台村町324番地
電 話 番 号	045-938-4618

25 緊急時における対応

保育・教育の提供中に、お子さまの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先にし、救急車の要請をします。また、嘱託医やお子さまの主治医に相談する等の措置を講じます。保護者と連絡が取れない場合には、お子さまの身体の安全を最優先させ、保育所が責任を持って、しかるべき対応を行いますのでご了承ください。

【近隣の緊急連絡先】

警察署	緑警察署 045-932-0110
消防署	緑消防署 045-932-0119
区役所	緑区役所 045-930-2323

26 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防火管理者	永嶋 久美
消防計画届出年月日	緑 消防署 令和4年 6月 17日
避難訓練	毎月1回実施:火災避難・地震避難・初期消火訓練 年1回実施:風水害訓練 年2回実施:不審者訓練
防災設備	消火器、火災報知器、懐中電灯 など

27 地域防災拠点、広域避難場所

保育所近隣の地域防災拠点、広域避難場所は次のとおりです。

一時避難場所	中山駅北第三公園
地域防災拠点	森の台小学校
広域避難場所	神奈川大学グランド及び四季の森公園

※水害での避難先はマンション上階となります

28 災害発生時の対応について【地震】

①地震発生時

- ・保育時間中に大規模地震等の大きな地震が発生した場合は、原則として保育園で迎えをお待ちしています。早急にお迎えをお願いします。
- ・災害時は【中山駅北第三公園】へ避難します。なお、最終避難場所は【森の台小学校】となります。
- ・大地震が起こった翌日など被害が大きい場合は園に連絡をし、様子を確認してから登園して下さい。ご家庭で待機させた方が安全と判断して休む場合は、園に連絡して下さい。安全を考慮し、無理な登園はおやめ下さい。

②地震等の緊急事態の場合、電話連絡ができない事態が予想されます。ご家庭でも災害時の避難や対応等(誰がお迎えに行くか、保育園へ向かう経路など)を良く話し合っておいて下さい。保護者がお迎えに来られなく、代理人がいらっしゃる場合でも登録されている方以外は応じられません。※ 災害発生時緊急連絡票参照

③各ご家庭でも、テレビ・ラジオ・インターネット等で情報を把握し、お子さまの安全を最優先に考えて行動して下さい。

29 災害発生時の保育園の対応【風水害】

①避難情報等が発令されている時の対応(午前6時時点)

	特別警報 (大雨・大雪・暴風・暴風雪・波浪・高波)	公共交通機関の計画運休(完全運休)の予定が発表される等、送迎が困難になる恐れがある場合	警報・注意報以下
避難情報あり ・災害発生情報 ・避難勧告、指示 ・避難準備・高齢者等避難開始	休園	休園	休園
避難情報なし	休園	※計画運休・完全運休中の登園は控えてください	

前日までに決定できるときはコドモンにて配信します。

②給食について

午前6時の時点で特別警報の発令又は公共交通機関の計画運休(完全運休)が発表されている場合、給食は中止します。登園するときは各自で弁当(離乳食)・水筒の持参をお願いします。

③避難情報等が午前6時以降に解除された場合

- ・計画運休、完全運休中は保育士数により保育をお受けできない場合があります。
- ・基本的には運転が再開されてから2時間後より開園します。(配信します)
- 保育士確保が困難な場合や施設に異常がある場合は、休園になることがあります。

④保育中に避難情報等が発令された場合

玄関への掲示や災害伝言ダイヤル、コドモンでお知らせしますが、指定の場所に避難していますので早急なお迎えをお願いします。お迎えの方が変わる場合は、その旨連絡をください。身分を証明する物の提示をお願いします。

30.災害対策 園での取り組みと日頃のお願い

- ・2方向の避難経路を確保しています。
- ・非常用飲料水・非常食等の備蓄を行っています。
- ・災害に備え、保育園では毎月1回の地震・火災を想定した避難誘導消火訓練、年1回の風水害を想定した訓練、年2回の不審者対応訓練を行っています。
- ・施設内及び近隣の危険箇所を把握し、定期的に安全点検を行っています。
- ・いつも、保護者の連絡先を明確にしておいて下さい。
- ・定期的に避難靴のサイズ確認をお願いします。

【災害用伝言ダイヤル（171）の基本的操作方法】

「171」をダイヤルし、音声ガイダンスに従って伝言の録音、再生を行って下さい。

操作手順	伝言の録音		伝言の再生	
① 171をダイヤル	171			
② 録音または再生を選ぶ。	[ガイダンス] こちらは災害用伝言ダイヤルセンターです。録音される方は1、再生される方は2、暗証番号を利用する録音は3、暗証番号を利用する再生は4をダイヤルして下さい。			
	(暗証番号なし)		(暗証番号あり)	
	1	3 [ガイダンス] 4桁の暗証番号をダイヤルして下さい。 XXXX	2	4 [ガイダンス] 4桁の暗証番号をダイヤルして下さい。 XXXX
③ 被災地の方の電話番号を入力する。	[ガイダンス] 被災地域の方はご自宅の電話番号を、または、連絡を取りたい被災地域の方の電話番号を市外局番からダイヤルして下さい 080-7503-8221/070-4328-0178/070-3974-5701			
伝言ダイヤルセンターに接続します。				
④ メッセージの録音 メッセージの再生	[ガイダンス] 電話番号XXXXXXXX (暗証番号XXXX) の伝言を録音します。プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の「1」をおして下さい。ダイヤル式の方はそのままお待ち下さい。なお、電話番号が誤りの場合、もう一度おかけ直してください。		[ガイダンス] 電話番号XXXXXXXXの伝言をお伝えします。プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の「1」をおして下さい。ダイヤル式の方はそのままお待ち下さい。なお、電話番号が誤りの場合、もう一度おかけ直してください。	
	ダイヤル式電話機の場合	プッシュ式電話機の場合	ダイヤル式電話機の場合	プッシュ式電話機の場合
	(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	1	(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	1
	[ガイダンス] 伝言をお預かりします。ピッという音のあとに30秒以内でお話下さい。お話が終わりましたら数字の9を押して下さい。	[ガイダンス] 伝言をお預かりします。ピッという音のあとに30秒以内でお話下さい。お話が終わりましたら数字の9を押して下さい。	[ガイダンス] 新しい伝言からお伝えします。	[ガイダンス] 新しい伝言からお伝えします。伝言を繰返すときは数字の8を、次の伝言に移る時は数字の9を押して下さい。
	伝言の録音		伝言の再生	
	(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	録音終了後 9 [ガイダンス] 伝言を繰返します。訂正されるときは数字の8を押して下さい。再生が不要な方は9を押して下さい。 録音した伝言内容を確認する。	[ガイダンス] お伝えする伝言は以上です。電話をお切り下さい。	[ガイダンス] お伝えする伝言は以上です。伝言を追加し録音されるときは数字の3を押して下さい。 (ガイダンスが流れるまでお待ちください) [ガイダンス] 電話をお切り下さい。
[ガイダンス] 伝言をお預かりしました。				
⑤ 終了	自動で終話します。			

覚えてください、災害時の声の伝言板 災害用伝言ダイヤル(171)